

## 国立大学法人琉球大学監事に求める人材像

〔令和 5年12月21日〕  
監事候補者選考会議決定

国立大学法人琉球大学監事候補者選考会議第3条の規定に基づき、監事に求める人材像を定める。

国立大学法人である本学の監事監査は、組織体としての健全性を確保するためのものであると同時に、法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。

このことから、本学の監事として業務を円滑に遂行していくには、次のような要件を満たす人材が望ましい。

- ① 学長、理事及び教職員等との意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していると認められること。
- ② 業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行う能力を有していると認められること。
- ③ 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認められるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していると認められること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正普遍の態度を保持する能力を有していると認められること。

(以下についてはいずれか)

- ⑤-1 国、独立行政法人、地方公共団体又は民間企業の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、組織の監査を公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。
- ⑤-2 財務や決算に関する専門的知見を有し、財務状況や決算状況の監査を公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。